

農村第1116号
平成29年3月22日

岐阜県行政書士会長様

岐阜県農政部農村振興課長



夫婦が共同して住宅を建築する場合における農地転用許可申請の取扱いについて

標記に係る農地法第5条許可申請の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知の上、申請者へのご助言と円滑な事務処理にご配慮いただきますようお願いします。

記

1 基本的な考え方

農地法第5条の許可は、「農地を農地以外のものにする」ために、「権利の設定又は移転」をすることに対する許可であるので、申請者である譲受人は、土地の権利の取得者であるとともに、転用行為を行う転用事業者である必要がある。

2 具体例

(1) 夫婦が共有（共同）で権利の取得者となる場合

申請者（譲受人）は夫婦の連名とする。

なお、所有権移転の場合は持分設定の上、転用行為は夫婦が共同で行う必要がある。

(2) 夫婦の一方が権利の取得者となる場合

申請者となる者が、権利の設定、移転を受け、転用行為を行う必要がある。

ただし、新たに建築する住宅に夫婦が同居を予定し、事業計画において二人で住宅を建てるということであれば、転用行為の共同性を認め、資金証明書について申請者以外の一方が資金の一部を負担することとなっていても、申請者の転用行為と認めるものとする。

3 留意事項

(1) 事業計画において、申請者が転用行為を行わないことが明確な場合は、転用事業者と認められないため、農地法第5条の許可対象とならない。

(2) 親子についても、上記と同様に取り扱うものとする。また、これら以外の場合については、個別・具体的な判断をするため、別途相談されたい。

担当所属	農村振興課農地利用調整係		
担当係長	松井	担当者	田島
電話番号	058-272-1111 内線2667		